

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十二年 七月 一日

目次

○岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(国際課)	七
○岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	八
○岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課)	八

本号で公布された条例のあらまし

- ◇岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
 - 一 「雇用保険法」の一部改正にかんがみ、失業者の退職手当のうち特例一時金に相当するものについて、その支給対象から「短期の雇用に就くことを常態とする者」を除外することとした。(第一〇条関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)
 - 一 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
 - 国家公務員の育児のための早出遅出勤務制度の見直しにかんがみ、職員は、配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務をすることができることとした。(第二七条の二関係)
 - 二 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - 国家公務員の育児休業制度及び育児短時間勤務制度の見直しにかんがみ、職員は、夫婦が相互に育児休業又は育児短時間勤務をしたかどうかにかかわらず、育児休業等計画書を提出して最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後三月以上経過したときは、再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることができることとした。(第四条及び第一〇条関係)
 - 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三六号)
 - 一 県民税
 - 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当及び譲渡所得等について、非課税措置を

創設することとした。(附則第二一条の六関係)

二 県たばこ税

- 1 県たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき四三〇円引き上げることとした。(第六〇条の四関係)
- 2 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき二〇五円引き上げることとした。(附則第二〇条関係)
- 3 平成二二年一〇月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第七項から第一項までの規定関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、一部の規定を除き、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 「過疎地域自立促進特別措置法」の一部改正に伴い、過疎地域における県税の課税免除の対象事業について、ソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を加えることとした。(第一条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 一 「旅券法」に基づく知事の権限に属する事務の一部を海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町及び白川町が処理することとするために、必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)
- 二 この条例は、白川町に係る部分は平成二二年一月一日から、その他の市町に係る部分については平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

- 一 本県都市計画区域の新設に伴い、当該区域の一部について、許可を要する開発行為の規模を一、〇〇〇平方メートル以上とする規制を行うこととした。(第四条関係)
- 二 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

- 一 岐阜県立可茂特別支援学校を美濃加茂市に設置するため、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第二項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に岐阜県職員退職手当条例第二條第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下同じ。）であった者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第十条第七項及び第八項の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者（その子の親であるものに限る。）が、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合を除く。次条第二項において同じ。）」を削る。

第三十七条の三第二項中「除く」の下に「。第四項において同じ。」を加え、同条第四項中「正規の勤務時間を超えて」を「第三十七条第二項に規定する」に改める。

（岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第四条第一号中「第六条第二号に掲げる」を「第六条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、「及びその配偶者（当該育児休業に係る子の親であるものに限る。）」を削り、同条第五号中「再度の」を削る。

第七条中「取り消されたとき」の下に「（第六条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）」を加える。

第九条中「第三条第一号から第四号まで」を「第三条各号」に改める。

第十条第一号中「第十三条第二号」を「第十三条第一号」に改め、同条第四号中「第十三条第三号」を「第十三条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十五条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第二十六条第一項中「部分休業」の下に「法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。」を加える。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に第二条の規定による改正前の岐阜県職員の育児休業等に関する条例第四条第四号又は第十条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第二条の規定による改正後の岐阜県職員の育児休業等に関する条例第四条第四号又は第十条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 扶養親族に関する事項

第三十条第二項及び第三項中「第五十三条第六項、第十一項、第十五項又は第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項又は第十五項」に改める。

第三十二条第一項の表一の項イ中「第二十四条第五項」を「法第二十四条第五項」に、「第二十五条第一項」を「法第二十五条第一項」に、「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十四条第一項中「第五項、第二十四項及び第二十六項から第二十八項」を「第十項及び第二十一項から第二十三項」に改める。

第三十八条第二項中「から第八号まで」を「及び第七号」に改める。

第三十九条第一号ハ中「及び清算所得」を削る。

第三十九条の四第一項ただし書中「ついでに」の下に「同条第三項に規定する場合を除き」を加え、同条第二項中「第五項」を「第七項」に改める。

第三十九条の五中「及び清算所得」を削る。

第四十二条第一項第一号ハ中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削り、同条第五項中「本県と本県以外の二以上の都道府県にそれぞれ事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で」を削り、「千円以上のものを」を「千円以上の法人」に改め、「法人が解散をした場合における清算所得（「及び」を含む）」を削り、「その解散」を「解散」に改める。

第四十四条第一項第六号中「当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで」を削り、同項第七号を削り、同項第八号中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第三項」に、「残余財産の確定した日」を「事業年度終了の日」に改め、同号を同項第七号とする。

第六十条の四中「千七百四十円」を「千五百四十円」に改める。

附則第六条の二の二第一項中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む）」を削る。

附則第十一条の二の二第二項中「附則第十一条の四第一項及び第二項」を「附則第十一条の四第一項及び第二項並びに附則第十一条の六第一項」に改める。

附則第十一条の五の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第十一条の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の第十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項及び次項において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項及び次項において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課

税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の二第一項及び第二項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の二第三項に規定するところによる。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

附則第十七条第一項中「並びに同期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削り、同条第三項中「第二号」を「第三号」に改める。

附則第二十条中「五百一十円」を「七百六十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条第一項の改正規定及び次項の規定 平成二十四年一月一日

二 附則第十一条の二の二第二項の改正規定及び附則第十一条の五の次に一条を加え

る改正規定並びに附則第三項の規定 平成二十五年一月一日

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第二十七条第一項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十一条の二の二第二項及び第十一条の六第一項から第三項までの規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の県民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。（事業税に関する経過措置）

5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

6 平成二十二年十月一日(次項及び第八項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

7 指定日前に岐阜県税条例第六十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第六十条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- 一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円
- 二 新条例附則第二十条に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第二十七号。第十一項において「平成二十二年改正省令」という。)附則第二十一条第一項に規定する様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該

申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

10 第七項の規定により県たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。)を適用する。

第六十条の三 第二項	前項	岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十二年岐阜県条例第三十六号。以下この節において「平成二十二年改正条例」という。)附則第七項
第六十条の九 第一項	第六十条の七 第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成二十二年改正条例附則第八項の規定によつて申告書
第六十条の九 第二項	第六十条の七 第一項から第三項まで 施行規則第八 条の五に規定 する	平成二十二年改正条例附則第八項 (平成二十二年総務省令第二十七号)附則 第二条第一項に規定する

11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第七項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製

造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、平成二十二年改正省令附則第二条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十二年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後二月を経過する日までの間に新条例第三条に規定する課税免除の申請期間又は申請期限が経過するものに係る当該課税免除の申請は、同条の規定にかかわらず、施行日以後二月を経過する日までできるものとする。

3 平成二十二年三月三十一日以前に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域内で所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号

の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項中「大垣市」の下に、「海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町」を加え、「及び池田町」を、「池田町及び白川町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、別表第一十八の二の二の項の改正規定中「及び池田町」を「池田町及び白川町」に改める部分については、平成二十二年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）により市町（海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町及び安八町に限る。以下同じ。）が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県都市計画法施行条例（平成十五年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（という。）」の下に「及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号。以下「政令」という。）」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模）

第四条 政令第十九条第一項ただし書の規定により条例で定める規模は、岐阜都市計画区域の変更に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第六十二号）により告示された岐阜都市計画区域に含まれる本県市の区域においては、千平方メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立恵那特別支
援学校
恵那市

岐阜県立恵那特別支 援学校	恵那市
岐阜県立可茂特別支 援学校	美濃加茂 市

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

に改める。

平成二十二年七月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター